

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

1. 前払式支払手段に関する内閣府令		
No.	コメントの概要	金融庁の考え方
2. 前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況		
1	「名称」とは名前のことであり、「仕様」とはデザインや構造のことである。「紙型」等は前払式支払手段の構造であると思われるので、「前払式支払手段の仕様等」の欄に分類されるべきではないか。	本様式における「前払式支払手段の仕様等」の欄は、金額表示と数量表示の別、残高減算型と引換え型の別など、前払式支払手段の使用形態による区分を記載することとしています。今回の改正では、同一名称の前払式支払手段であっても「紙型」、「磁気型」、「IC型」、「サーバ型」のものが発行されることが考えられることから、同一の名称であっても「紙型」、「磁気型」、「IC型」、「サーバ型」の別に残高等を把握できるよう、「前払式支払手段の名称」の欄に加えることとしております。